

都道府県と市区町村の関係について

「ふるさと納税」を実現する仕組みとして、地方公共団体に対する寄附金を税額控除することを想定

[現行の地方公共団体に対する寄附金の扱い]

- ・ 都道府県、市区町村のどちらに寄附しても、寄附金控除(所得控除)の対象となる。
- ・ 住所地に納税する都道府県民税、市区町村民税のそれぞれから、税率の比率(4:6)に応じて軽減
- ・ 受入は、各団体単位

論点1 納付先となる地方公共団体の範囲

・「ふるさと納税」の趣旨との関係

※納税者の意思

※過去の行政サービスに対する還元

※地方公共団体間の得失

※地方公共団体における事務負担

□ 都道府県若しくは市区町村に対象を限定するか、又は双方を対象とするか。

論点2 控除される税

- 所得控除であれば、都道府県民税、市区町村民税それぞれから所要額が控除されるため、そもそもこうした論点は生じない。
 - 税額控除の場合、どの税から控除するか。
 - ・寄附を受ける地方団体の区分にかかわらず、都道府県民税、市区町村民税の両方から一定の割合で控除
 - ・市区町村に対して寄附した場合、市区町村民税から控除
 - ・都道府県に対して寄附した場合、都道府県民税から控除 など
 - 納税者の意思としては、移転(納付)先の地方公共団体に対する関心は強いものの、「県民税・市民税どちらかの税」を移転するという意識は少ないのではないか。
 - 実務上は、現行制度に準じた形で、税率比(4:6)でそれぞれの税額から軽減することが簡便
-
- 軽減額の割当と寄附との対応関係、事務手続への影響

(県民税・市民税を区分して扱うこととした場合に生じうる事務等の例)

- ※ 控除されるべき税目・税額の確認
- ※ 控除される限度額の税目ごとの管理
- ※ 市区町村から都道府県に対する納付額を算出する際の計算の複雑化

<参考> 現行の個人住民税の賦課・徴収の方式

- ・税額は、通常、課税所得×10%(都道府県民税分:4%、市区町村民税分:6%)で算出
- ・基本的に、都道府県民税分、市区町村民税分を合わせて、市区町村が納税者に対し賦課・徴収し、そのうちから都道府県民税分を都道府県に納付。(都道府県は、徴収取扱費を、市区町村に対し交付)
- ・都道府県への納付は、個々の納税者ごとに納付する額を決定し、積み上げるのではなく、全体の税収に占める都道府県民税・市区町村民税の割合を算出し、按分することにより、納付額を決定